

2. 入院基本料に関する事項について

当院は厚生労働大臣が定める基準に基づき、次の入院基本料の承認を受けている医療機関です。

○急性期一般入院基本料（急性期病院 B 一般入院料）＜2 階東病棟、3 階東病棟＞

当病棟では 1 日に 25 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお

日勤帯（8：30～17：30）の看護職員 1 人当たりの受持ちは 6 人以内です。

夜勤帯（17：30～8：30）の看護職員 1 人当たりの受持ちは 17 人以内です。

○地域包括ケア病棟入院料 1 13 対 1＜3 階西病棟＞

当病棟では 1 日に 8 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお

日勤帯（8：30～17：30）の看護職員 1 人当たりの受持ちは 7 人以内です。

夜勤帯（17：30～8：30）の看護職員 1 人当たりの受持ちは 25 人以内です。

○回復期リハビリテーション病棟入院料 1、13 対 1＜2 階西病棟＞

当病棟では 1 日に 8 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお

日勤帯（8：30～17：30）の看護職員 1 人当たりの受持ちは 7 人以内です。

夜勤帯（17：30～8：30）の看護職員 1 人当たりの受持ちは 25 人以内です。